

令和7年度 吉田高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- 部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の教育活動の一環として実施するものであることから、活動する生徒が部活動をとおして余暇を有効に活用し心身を鍛え、充実した学校生活を送ろうとする主体的な態度を養う。
- 部活動の実施に当たっては、所属する生徒の技術・競技力の向上を図るとともに部活動をとおして個性を伸長させ、自ら選択した競技等を生涯にわたって親しむ意欲と態度を養う。

2 本年度の部活動

(1) 設置する部

ア、運動部

アーチェリー、自転車競技、テニス、バスケットボール、バドミントン・卓球

イ、文化部

総合文化（華道、茶道、美術）、商業、吹奏楽、学習、生徒会

(2) 活動時間及び日数

各部は定められた様式により、年間の活動計画及び実績報告を校長に提出すること。

ア、部活動実施日における活動時間（練習試合や大会等を除く）

- ・学期中 平日：2時間程度 週休日等：3時間程度
- ・長期休業中 平日及び週休日等：3時間程度

※1 定期考査初日の1週間前から定期考査実施期間（最終日を除く）、年末年始及び校長が定めた学校閉庁日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等をやむを得ず活動する場合においては、事前に校長へ申し出ること。

※2 県立高等学校入学者選抜の一般学力検査当日は部活動を行わない。

イ、休養日

平日：週1日以上 週休日：週1日以上

※ 平日及び週休日等における休養日の変更は、できる限りその週の中で行う。ただし、天候や施設利用の関係で、その週内での変更が難しい場合には、年間を通じて所定の日数となるよう、休養日を適切に設定すること。

(3) 大会への参加

各部が参加できる大会は、次のとおりとする。ただし、参加に当たっては保護者の経済的負担を考慮するとともに、生徒の健康面及び学習面に十分配慮すること。

- ア、新潟県高等学校体育連盟、新潟県高等学校野球連盟及び新潟県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会
- イ、新潟県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会
- ウ、事前に校長が参加を許可したその他の大会等の行事

3 部活動の運営について

(1) 生徒の健康・安全への配慮

特に運動部活動においては、重大事故が発生する可能性もあることから、部活動顧問は、事故防止の観点から、使用する施設設備の状況（気温、湿度、照度、危険箇所等）を確認し、事故の危険性が予測される場合には必要な措置をとること。また、活動中は生徒の健康状態に常に留意し、注意を要す生徒については、必要に応じて活動を中止して休養させるなど、適切に対応すること。

(2) 保護者の理解・協力を得た活動

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできないことから、顧問は、保護者に対して、活動の方針や練習計画等を明示すること。また、生徒から部費等を徴収した場合は、その使徒及び収支状況を保護者に遅滞なく報告すること。

(3) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導において体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹すること。